

帝國議會に於ける憲法改正案審議經過

(一) 憲法改正案は今回若干の修正を加へられて帝國議會の議決を経た。

(二) 先づ衆議院に於ては六月二十五日本會議に上程し、七月一日から委員會の審議に移り、前後二十二次の委員會の後、同月二十四日の本會議において殆んど全員一致を以てこれを可決した。

衆議院に於ける主なる修正は左の通りである。

(1) 前文

主權の所在その他に關する字句の修正

(2) 第一章 天皇

(1) 第一條中「主權の存する國民」云々の修正

(2) 天皇は内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する旨の規定の挿入

(第六條第二項)